

# 特別史跡大宰府跡保存活用計画

平成29年3月

太宰府市



# 目次

<b>1. 保存活用計画策定の目的</b>	.....1
1-1 目的	
1-2 計画の位置づけ	
1-3 計画対象範囲	
1-4 分科会等の設置と審議内容	
1-5 大宰府跡の保存活用	
1-6 保存活用の基本的考え方	
1-7 計画の構成	
<b>2. 史跡指定</b>	.....11
2-1 指定に関する内容	
2-2 管理団体	
2-3 公有化	
<b>3. 位置と環境</b>	.....17
3-1 位置	
3-2 環境	
3-3 風景	
<b>4. 史跡を取り巻く市の施策・情勢</b>	.....43
4-1 文化遺産からはじまるまちづくり	
4-2 関連法による取り組み	
4-3 観光経済施策	
<b>5. 保存活用の経緯と現状</b>	.....55
5-1 保存管理の経緯と現状	
5-2 活用の経緯と現状	
5-3 整備の経緯と現状	
5-4 調査研究の経緯と現状	
5-5 管理運営の経緯と現状	
<b>6. 保存活用に関する課題</b>	.....63
6-1 保存管理に関する課題	
6-2 活用に関する課題	
6-3 整備に関する課題	
6-4 調査研究に関する課題	
6-5 管理運営に関する課題	
<b>7. 保存活用の方針・計画</b>	.....69
7-1 大宰府跡の価値	
7-2 目指す方向	
7-3 保存管理計画	
7-4 活用方針	
7-5 整備方針	
7-6 調査研究方針	
7-7 管理運営方針	
<b>8. 今後の取り組み</b>	.....83
8-1 推進プログラム	
8-2 計画の見直し	
<b>9. 参考資料</b>	.....87
9-1 現状変更申請の分析	
9-2 史跡指定地内の文化遺産リスト	
9-3 地元座談会記録（要旨）	
9-4 地元報告会記録（要旨）	
9-5 パブリック・コメント	
9-6 文化財保護法（抜粋）	
9-7 文化財保護法関連法令（抜粋）	
9-8 関連法令リスト	

#### 凡例

・「大宰府<sup>だざいふ</sup>」と「太宰府<sup>たざいふ</sup>」の違いについて

行政的な表記としては、古代律令時代の役所、及びその遺跡に関するダザイフは「大宰府」として、中世以降の地名や天満宮については「太宰府」と表記している。



# 1. 保存活用計画策定の目的

1-1 目的

1-2 計画の位置づけ

1-3 計画対象範囲

1-4 分科会等の設置と審議内容

1-5 大宰府跡の保存活用

1-6 保存活用の基本的考え方

1-7 計画の構成



写真 1：現在の大宰府跡

# 1. 保存活用計画策定の目的

まずはじめに、計画策定の目的、計画の位置づけ、計画対象範囲を明らかにするとともに、計画策定の体制として太宰府市史跡対策委員会と同分科会等の構成と審議内容、そして大宰府跡の保存活用、保存活用の基本的な考え方、計画の構成を明記します。

## 1-1 目的

本市は、平成17(2005)年、市内所在の文化遺産(※1)を市民等とともに守り、育む「文化遺産からはじまるまちづくり」を掲げた『太宰府市文化財保存活用計画』を策定しました。同計画では、市内所在の8つの史跡を「大宰府関連史跡」として一体的に保存活用していくことを目指して『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』を定めました。時を経て、平成28(2016)年、この保存活用方針を改訂し、今後、個々の史跡の保存活用計画を策定していく方向性を決めました。

一方、本市は、平成27(2015)年2月、国との協議を踏まえ「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)／平成20(2008)年施行」に基づく『太宰府市歴史的風致維持向上計画』の再認定を果たしました。今後は同計画に基づき「大宰府関連史跡整備事業」、「大宰府跡ガイダンス施設等整備事業」、「特別史跡大宰府跡(客館跡)整備事業」などの推進を図ります。

特別史跡大宰府跡(以下、本史跡)の保存管理については、昭和45(1970)年に文化庁文化財保護部長名で福岡県教育委員会と太宰府町教育委員会(※2)に通知された『太宰府地区史跡の保存・管理計画』に基づいています。しかし、同計画も策定から47年が経過し、現状と計画内容がそぐわないところも目立つようになっており新しい計画が求められています。

本計画は、大宰府関連史跡の中核である本史跡において、史跡の保存を第一にしながら、古代大宰府が感じられる心地よい空間を創出することを目的とします。

※1:文化遺産とは、市民や地域又は市が、将来の世代に伝えていきたいモノ・コトです。

※2:太宰府町は、明治25(1892)年9月13日に、町制を施行し、御笠郡太宰府町が誕生しました。その後、昭和30(1955)年3月1日に、筑紫郡水城村と合併し、筑紫郡太宰府町となりました。更に、昭和57(1982)年4月1日の市制施行により、太宰府市となり、現在に至っています。







## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、『太宰府市歴史文化基本構想』を構成する『太宰府市文化財保存活用計画／平成17(2005)年策定』に含まれる『大宰府関連史跡に関する保存活用方針／平成28(2016)年3月改訂』の下に位置づけられる保存活用計画です。

本計画の策定後、本史跡に関しては、昭和45(1970)年9月に示された『太宰府地区史跡の保存・管理計画』はその役割を終えることとします。

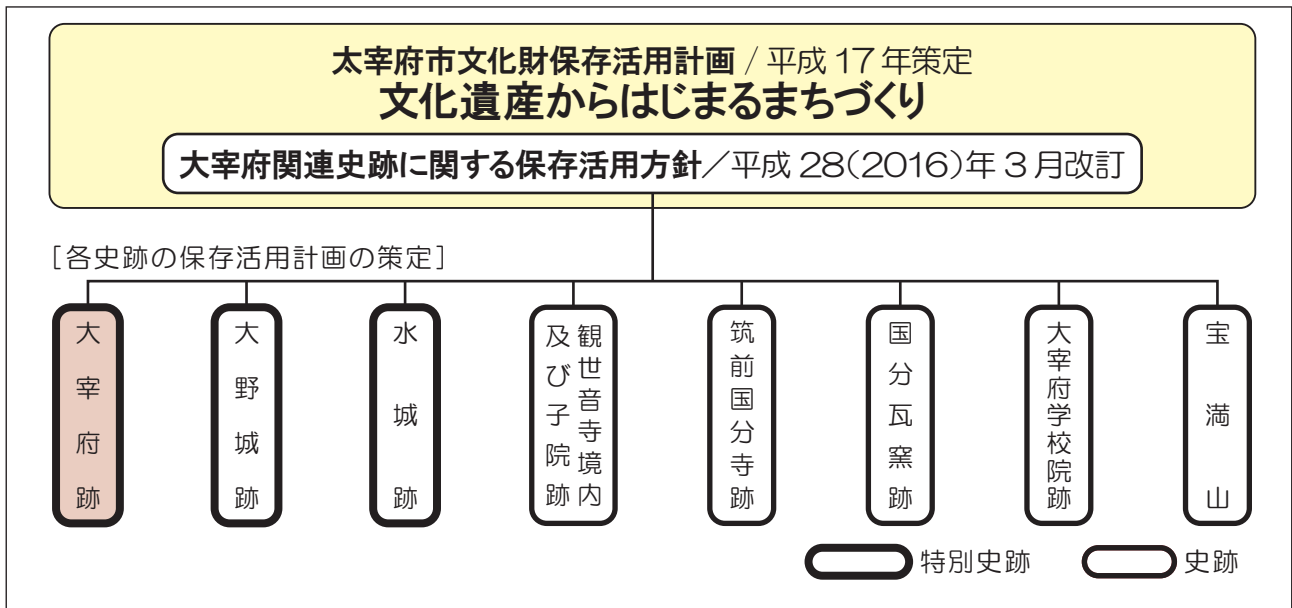


図2：本計画の位置づけ

『大宰府関連史跡に関する保存活用方針／平成28(2016)年3月改訂』は、社会情勢等の変化を踏まえ、市内に点在する8つの史跡を大宰府関連史跡として俯瞰的に捉え、一体的に保存活用していくことを目的に、『太宰府市歴史文化基本構想』に含まれる『大宰府関連史跡に関する保存活用方針／平成17(2005)年策定』の見直しを行ったものです。

『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』による基本理念には、大宰府関連史跡の価値を確実に保存し、広く発信していくこと、そして史跡指定地に住んでいる人、また史跡を訪れる人にとって、大宰府関連史跡が心地よい空間であることを目指して、以下を掲げています。

「大宰府関連史跡が生み出す心地よい空間」  
～生活と共生する8つの史跡～

※本計画では、史跡「観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡」を、史跡「観世音寺境内及び子院跡」と表記しています。



### 1-3 計画対象範囲

計画対象範囲は、本史跡の史跡指定地に保護を要する範囲を加えた以下の範囲とします。

本史跡は、政庁跡と平成26(2014)年10月に飛び地で追加指定された<sup>きやつかんあと</sup>客館跡で構成されますが、各地区は約1km離れ、周囲の状況も大きく異なります。本計画では政庁跡とその周辺を政庁地区、客館跡を客館地区と呼びます。

なお、本計画の策定にあたっては、必要に応じて、計画対象範囲外についても保存活用の方向性を設定します。

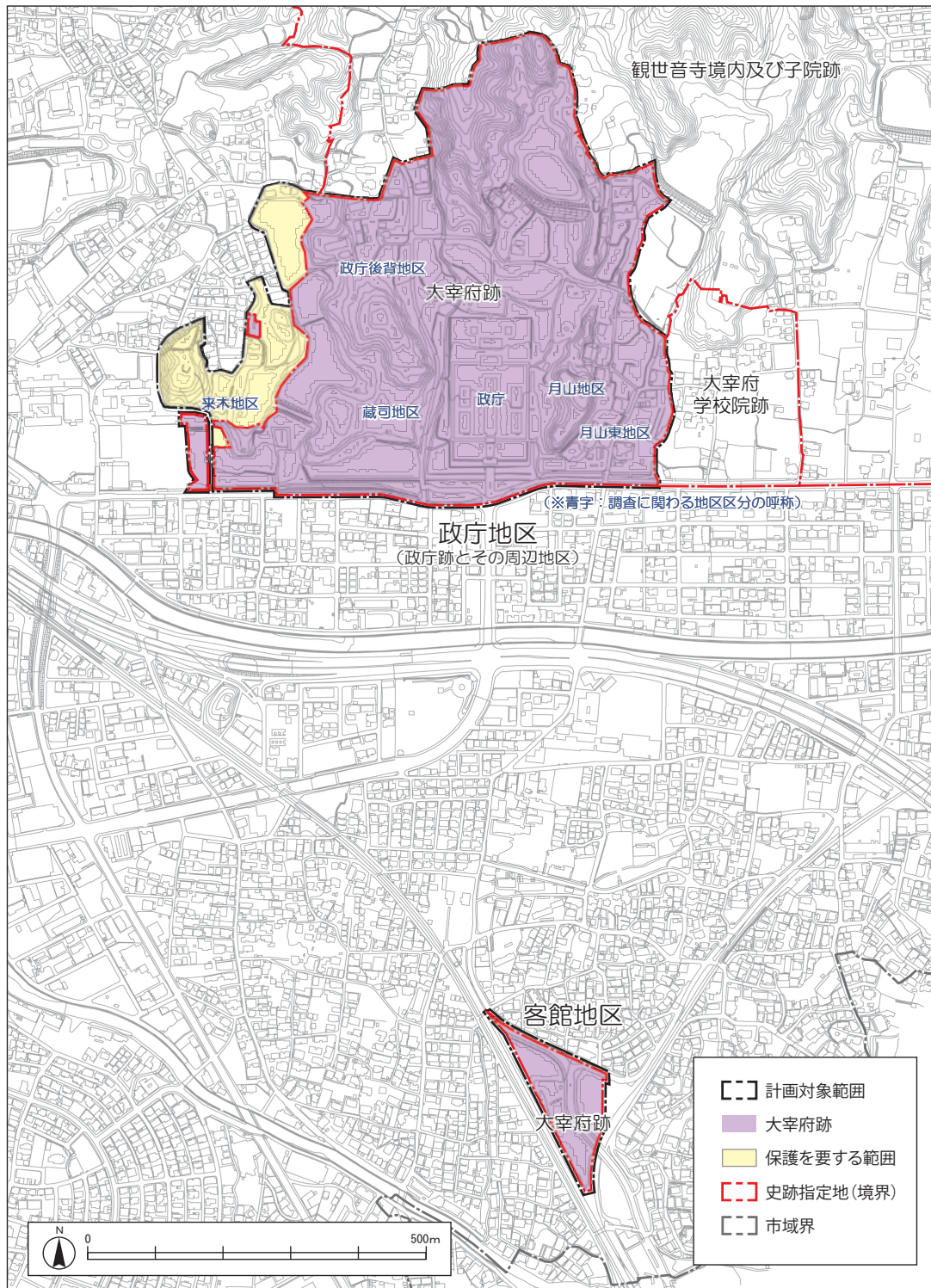


図5：計画対象範囲



## 1-4 分科会等の設置と審議内容

### (1) 分科会等の設置

本計画の策定にあたっては、太宰府市史跡対策委員会に分科会を設け、審議を行いました。加えて、住民の皆さまのご理解とご協力を得ることを目的に座談会を開催しています。



#### <分科会メンバー>

太宰府市史跡対策委員会	会長	櫻井康治
九州芸術工科大学	名誉教授	杉本正美
佐賀大学	教授	重藤輝行
九州歴史資料館	室長	小田和利
太宰府市文化ふれあい館	主査	重松敏彦
<オブザーバー>		
文化庁文化財部記念物課史跡部門	主任文化財調査官	佐藤正知
福岡県文化財保護課文化財保護係	係長	杉原敏之
福岡県文化財保護課企画係	技術主査	入佐友一郎
<事務局>		
教育委員会		
教育長	木村甚治	
教育部長	緒方扶美	
文化財課長	城戸康利	
保護活用係長	江坂研治	
主任主査	廣見京子、高橋学	
主事	有田ゆきな、久木原駿史、伊藤裕貴	
調査係長	山村信榮	
主任主査	井上信正、宮崎亮一	
主任技師	遠藤茜、沖田正大、中村茂央	
都市計画課 景観・歴史のまち推進係		
係長	中島恒次郎 (文化財課事務取扱)	
主任技師	長岡健二郎	

### (2) 審議内容

開催		主な内容		
第1回	平成28(2016)年 9月29日	・保存活用計画策定の目的 ・史跡指定 ・位置と環境	・まちづくりにおける文化財関連施策 ・保存活用の経緯と現状、課題の整理	
第2回	平成28(2016)年 11月24日	・保存活用の経緯 ・保存活用の課題 ・目指す方向	・保存管理 ・活用 ・整備	・調査研究 ・管理運営
第3回	平成29(2017)年 2月3日	・過去2回分の振り返り、保存活用の方針・計画 ・今後の取り組み		

### (3) 座談会

	開催	開催場所	主な内容
第1回	平成28(2016)年 11月10日	観世音寺公民館	・住んでよいところ、不自由なところ ・現在お住いの住宅の建て替えや改築の計画について ・現在の耕作についての問題点 ・観光客について(近隣での渋滞問題など)
第2回	平成28(2016)年 12月26日	観世音寺公民館	・保存活用計画の概要について ・現状変更の取り扱いについて ・活用の先進事例について

### (4) 報告会

	開催	開催場所	主な内容
	平成29(2017)年2月15日	観世音寺公民館	・計画、現状変更行為の取扱基準(案)等の報告 ・パブリックコメント実施の連絡

## 1-5 大宰府跡の保存活用

本史跡は、約500年前の室町時代には既に遺跡として認知されていたことが知られています。近世には太宰府天満宮に詣でる「さいふまいり」の名所としても知られていました。福岡藩によって礎石の配置図の作成等の調査が行われると共に、礎石の保存が行われていました。

また、大正10（1921）年に「史蹟名勝天然紀念物保存法／大正8（1919）年制定」に基づき史跡指定されてから約100年、昭和28（1953）年に「文化財保護法／昭和25（1950）年制定」に基づき特別史跡に指定されてから約70年が経ちました。47年前の昭和45（1970）年には、『太宰府地区史跡の保存・管理計画』に基づく、本格的な保存管理が開始されています。更に、約10年前には『大宰府関連史跡に関する保存活用方針／平成17（2005）年策定』を含む『太宰府市文化財保存活用計画』が策定、この『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』については、平成28（2016）年3月に改訂を行いました。

本計画は、保存管理、活用、整備、調査研究、管理運営それぞれの項目で、過去の来歴を知り、現状の問題点と課題を把握し、それらを解決していくための方針を作り、未来へ向けての本史跡の持続的な保存活用を目指し定めるものです。

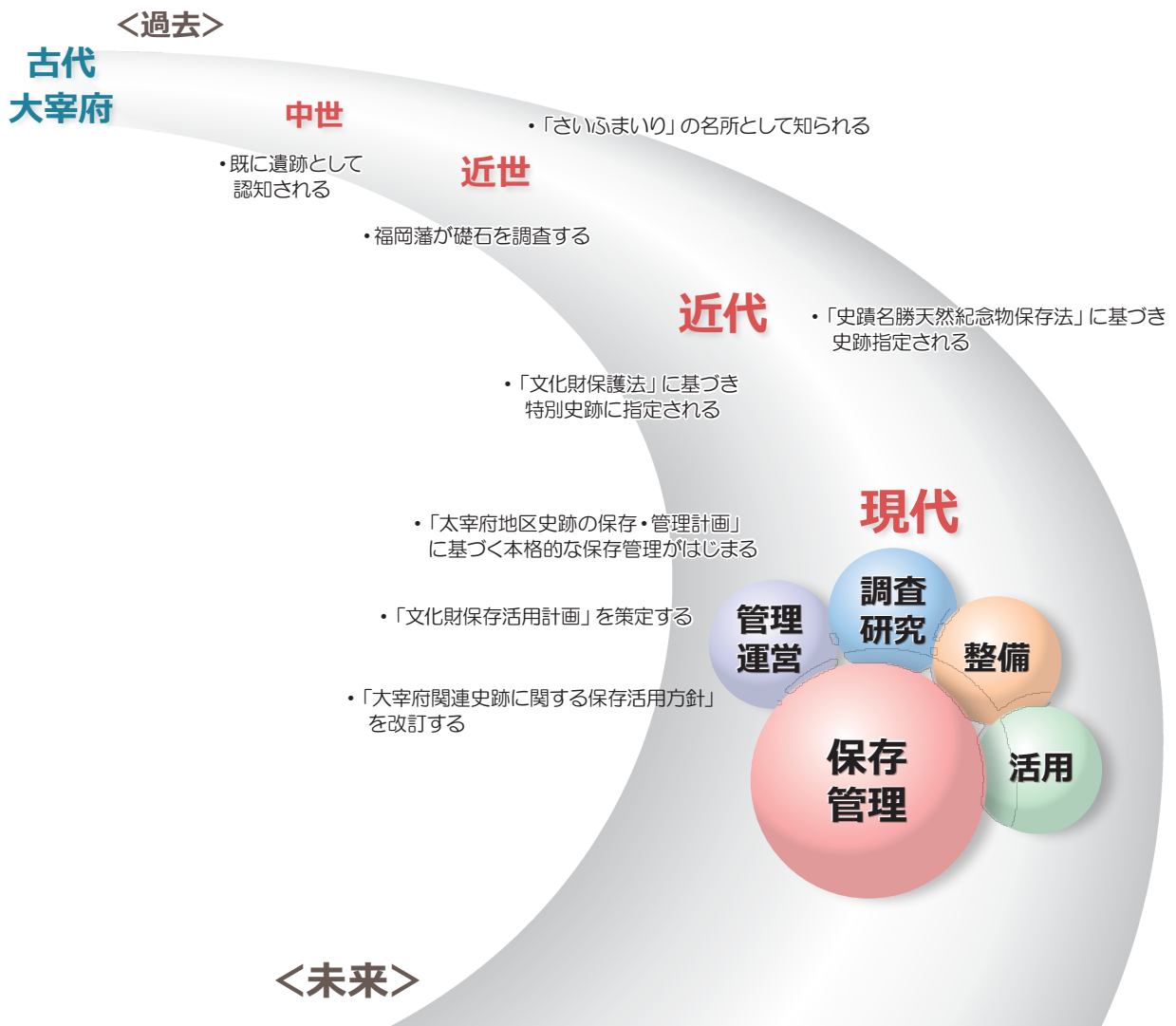


図6：大宰府跡の保存活用の展開イメージ



## 1-6 保存活用の基本的考え方

史跡の保存管理、活用、整備、調査研究、管理運営に関する基本的な考え方を、以下に整理します。

### ●保存管理

史跡を確実に保存し、より良い状態で未来へ残していくことです。

### ●活用

史跡と、地元住民、市民、来訪者との結びつきを高めていく取り組みです。

### ●整備

史跡の保存と活用の両立を目的に、古代大宰府が感じられる心地よい空間を創出する取り組みです。

### ●調査研究

史跡に関する事実や事象を調べ明らかにし、公開・普及していく取り組みです。

### ●管理運営

本史跡の保存管理、活用、整備、調査研究を一体的かつ円滑に推進する仕組みや体制を構築し、その推進を図る取り組みです。

## 1-7 計画の構成

本計画の構成は、以下となります。1～6章において計画策定の目的や位置づけ、史跡の経緯と現状や課題等を整理し、7章において本史跡の価値と目指す方向性を設定します。その後、保存管理計画と活用・整備・調査研究・管理運営に関する各方針を設定します。

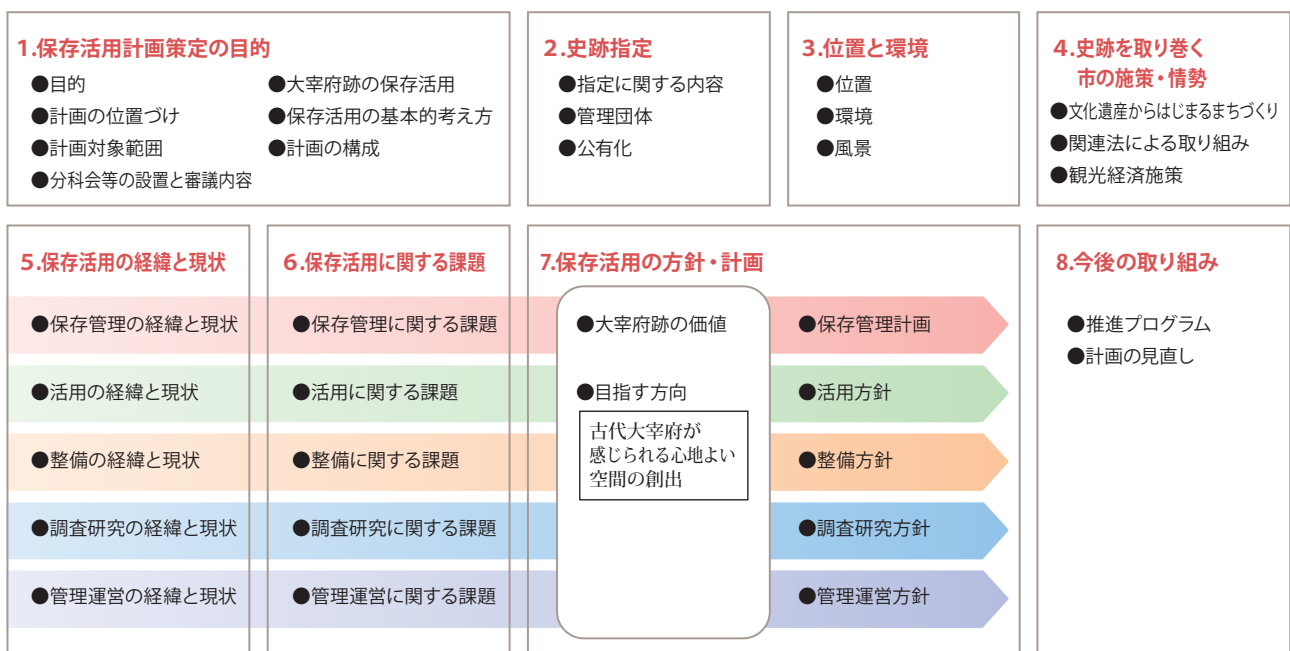


図7：計画の構成



## 2. 史跡指定

2-1 指定に関する内容

2-2 管理団体

2-3 公有化



写真2：大正期の政庁跡

／『史蹟名勝写真第1輯 北九州の部』二日市大日本史蹟名勝写真刊行会（大正15（1926）年）より転載

## 2. 史跡指定

ここでは、史跡指定に関する基本的な情報として、本史跡の指定に関する内容、管理団体、公有化の状況を概観します。

### 2-1 指定に関する内容

明治30(1897)年以降、全国で近代化、資本主義化による土地開発が盛んに行われるようになり、それに伴い土地に根付く文化財の毀損行為が目立つようになりました。そのため大正8(1919)年4月10日に「史蹟名勝天然紀念物保存法／法律第44号」が制定されました。礎石が地上に露出していた本史跡は、早くから保護すべき対象と認められ、建物の礎石が残っていた政庁跡を中心に、大正10(1921)年3月3日に同法に基づき史跡に指定されました。また、戦後、昭和25(1950)年5月30日に「文化財保護法／法律第214号」が制定され、昭和28(1953)年3月31日には、同法に基づき特別史跡に指定されました。

政庁跡の後背地をはじめ周辺が追加指定されたのは昭和45(1970)年9月21日です。その後も蔵司西側地域や来木地区の一部が追加指定され、大宰府政庁跡の南約1kmに位置する客館跡が追加指定されたのが平成26(2014)年10月6日です。

以下、国の官報告示等を踏まえ、指定名称、指定年月日、指定要件を整理します。

#### 【指定名称】

大宰府跡

#### 【指定年月日と官報告示】

大正10(1921)年	3月3日	史跡指定(内務省告示第三十八号) ※建物の礎石が残っていた政庁跡を中心に史跡指定
昭和28(1953)年	3月31日	特別史跡指定(文化財保護委員会告示第十七号)
昭和45(1970)年	9月21日	追加指定(文部省告示第二百七十四号) ※政庁跡の後背地をはじめ周辺が追加指定
昭和49(1974)年	6月25日	追加指定(文部省告示第二百十号) ※蔵司西側地域が追加指定
平成21(2009)年	2月12日	追加指定(文部科学省告示第八号) ※来木地区の一部が追加指定
平成26(2014)年	3月18日	追加指定(文部科学省告示第三十三号) ※来木地区の一部が追加指定
平成26(2014)年	10月6日	追加指定(文部科学省告示第三百三十九号) ※客館跡が追加指定
平成27(2015)年	3月10日	追加指定(文部科学省告示第四十一号) ※来木地区の一部が追加指定

#### 【所在地】

福岡県太宰府市観世音寺三丁目、四丁目、大字観世音寺、坂本三丁目、大字坂本、朱雀三丁目

#### 【指定面積】

320,235.91 m<sup>2</sup>(平成28(2016)年3月31日現在)

### 【指定基準】

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26（1951）年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部二による。

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

### 【指定要件】

古代、大陸・半島との外交・防衛を掌るとともに、九州（西海道）諸国の行政を統轄した役所の跡。我が国古代の政治・外交を知る上で貴重。

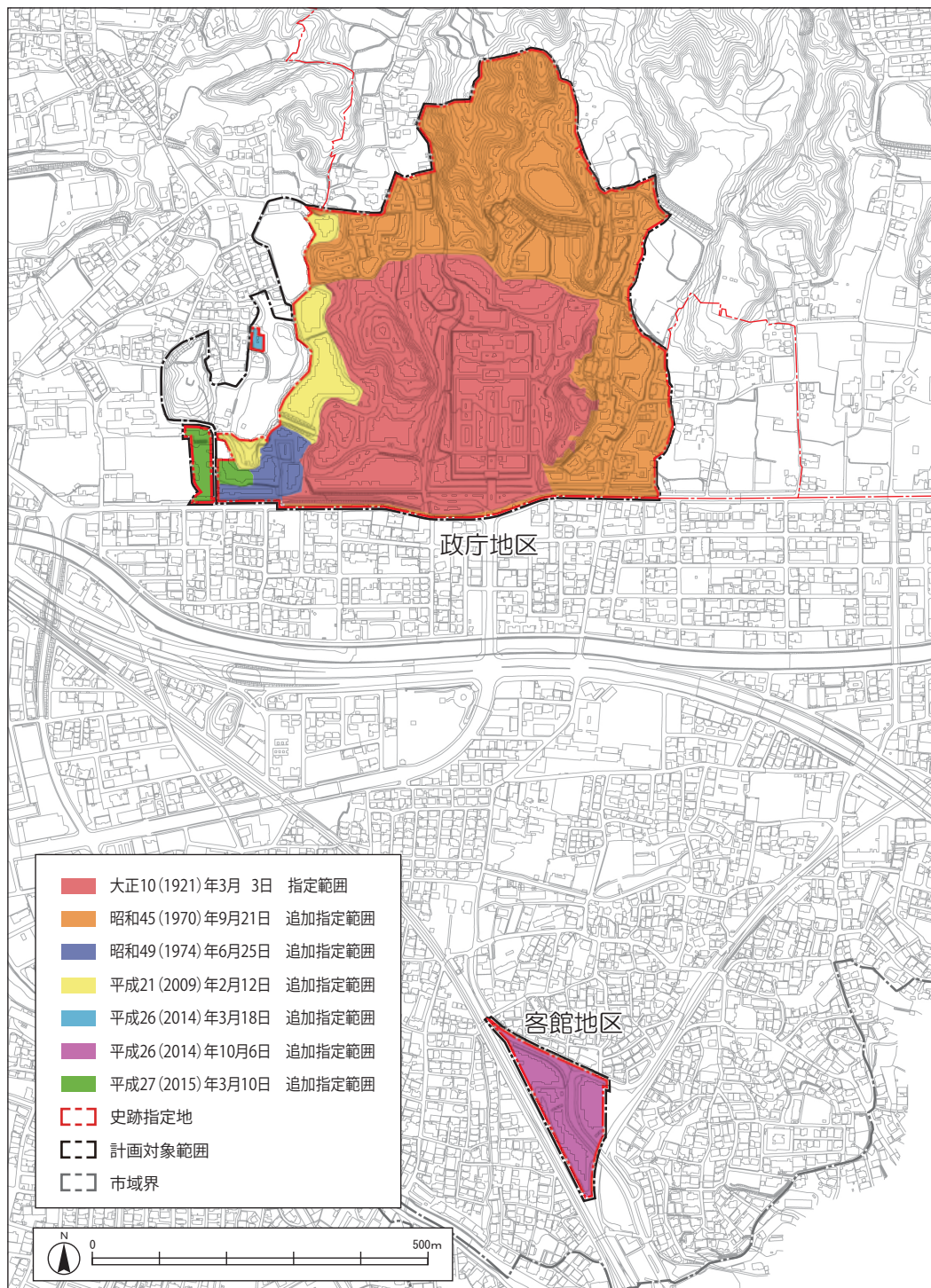


図8：指定範囲の経緯／市資料



## 2-2 管理団体

文化財保護法第113条第1項の規定による史跡を管理すべき地方公共団体として、本市が指定されています。

本市は、管理団体として、史跡を保存管理するために必要な施設（標識、解説サイン、注意札、境界標、覆屋、囲い柵等）の設置、管理・保護行為（除草、清掃、見廻り等）、災害等によって毀損している場合の復旧措置や毀損の拡大を防止するための応急措置などに取り組んでいます。

また、史跡指定地の管理、活用、公開について、本市は公益財団法人古都大宰府保存協会（以下、保存協会）に業務を委託しています（保存協会・設立の経緯や現状については、「5-5 管理運営の経緯と現状」の中で詳しく述べています）。



写真 3 : 保存協会事務局が所在する大宰府展示館

## 2-3 公有化

公有化は、昭和40年代初め～昭和46（1971）年頃がピークになりました。その後縮小化し、平成9年度から再度、一定規模の公有化が続いています。平成28（2016）年3月31日現在の公有化率は78.4%に至っています。

政庁地区の史跡指定地内の未公有地は、北側の一部に山林が残存しますが、多くは住宅の敷地や農地、社寺等となっています。客館地区の公有化は平成28年度に完了予定です。

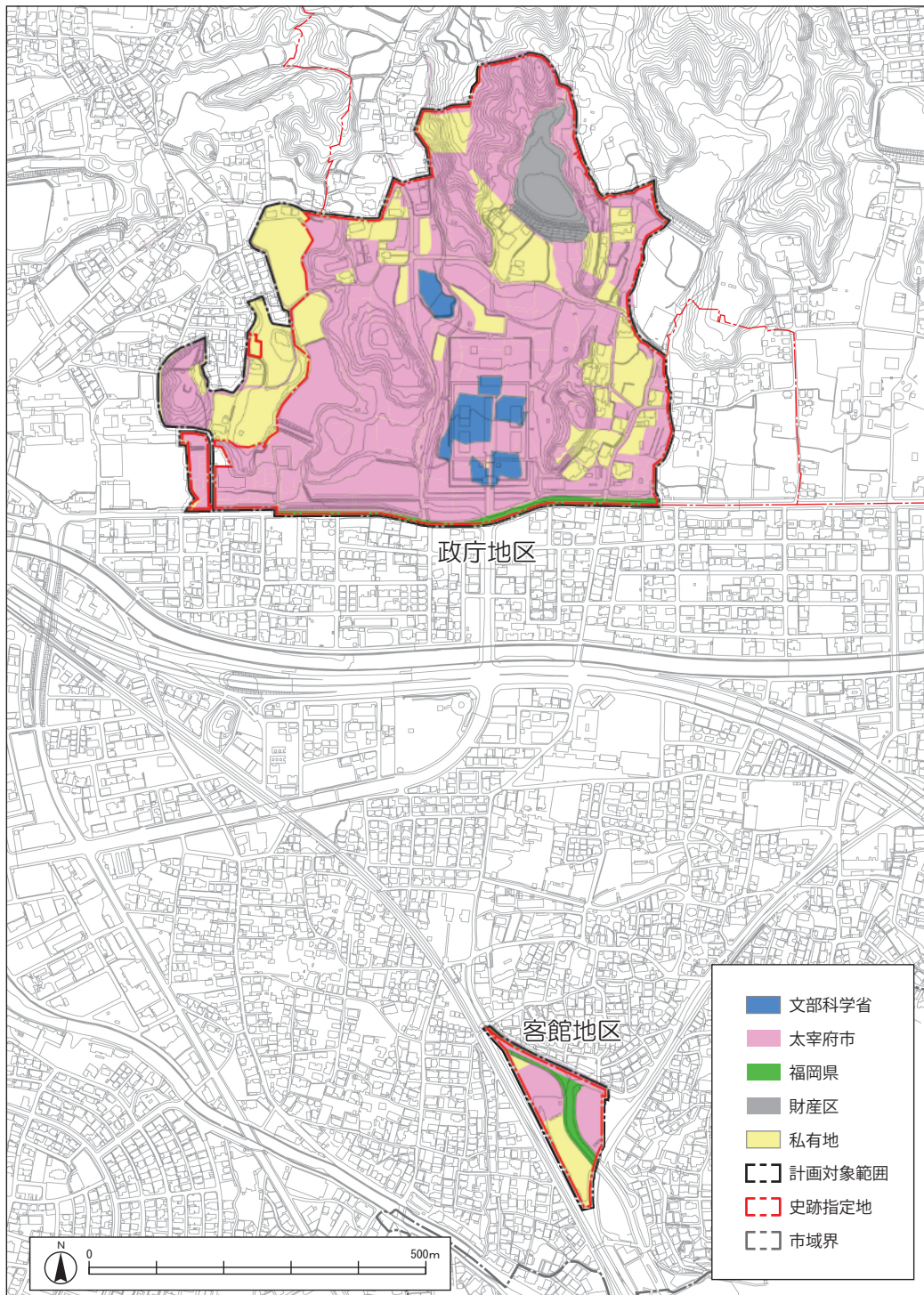


図9：土地の所有関係／市資料





### 3. 位置と環境

3-1 位置

3-2 環境

3-3 風景



写真4：大宰府跡の位置



### 3. 位置と環境

ここでは、本史跡の位置と環境を把握します。最後に位置と環境を総合し、古代大宰府が感じられる空間として史跡指定地に育まれてきた風景を整理します。

#### 3-1 位置

本史跡は、日本の九州地方北部の福岡県の内陸部にあたる太宰府市に所在する史跡です。政庁跡が本市のほぼ中心に位置し、その約3km圏に宝満山を除く大宰府関連史跡が位置しています。

政庁地区は、四王寺山しおうじやまの南麓に位置し、大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡とは隣接しています。市行政区では、観世音寺区、坂本区に含まれます。

客館地区は政庁地区の南約1kmに位置し、市行政区では観世音寺区、坂本区に含まれます。

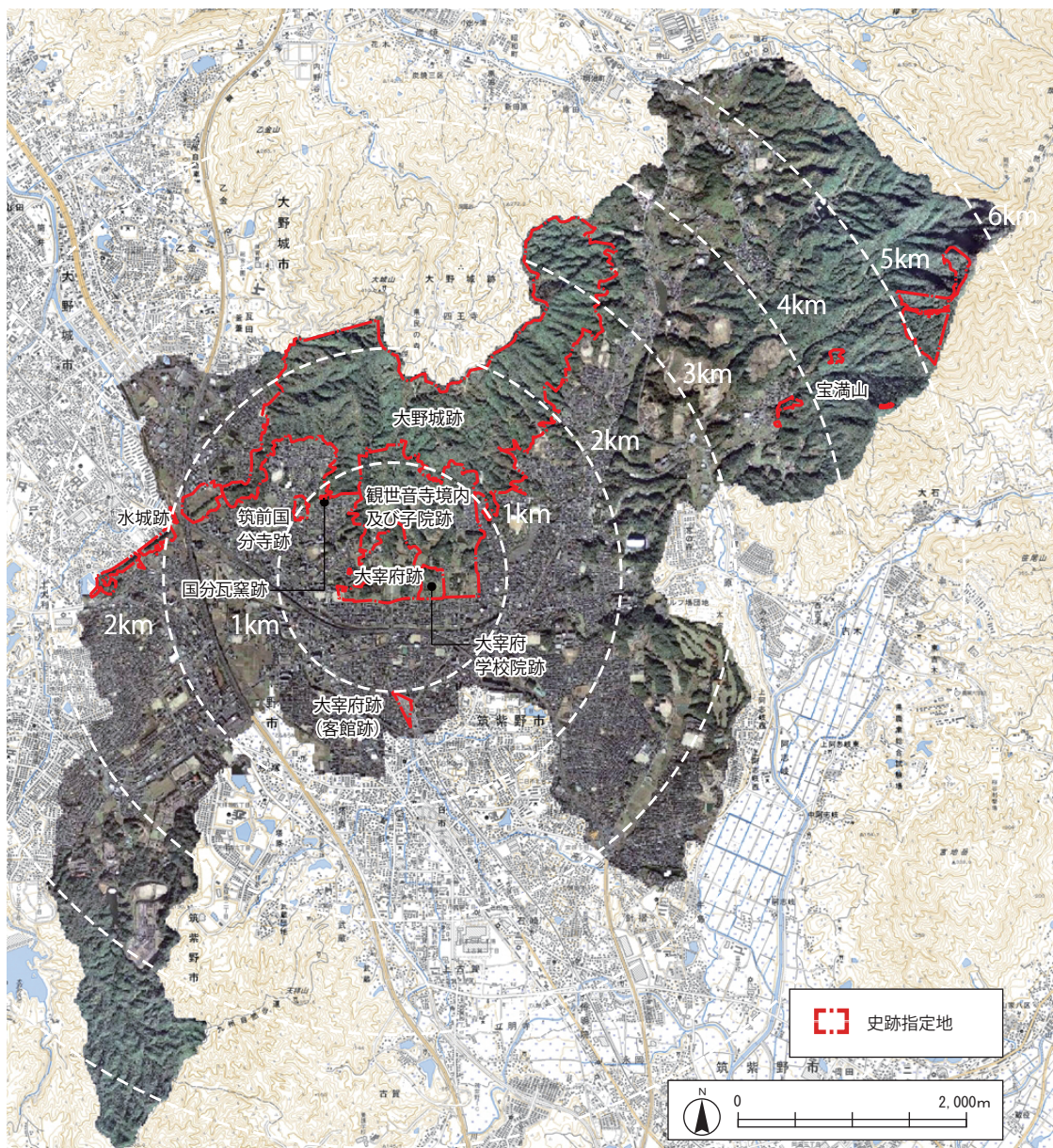


図10：大宰府跡の位置

／国土地理院発行1/2.5万地形図「福岡南部」「太宰府」「不入道」「二日市」を使用